

# 大坂三郷質屋仲間の盗品調査

西本 菜穂子

**要旨** 質屋・古手屋・古鉄古道具屋の「三商」は、大坂町奉行所の盗賊方のもとで盗品調査の御用を担っていた。盗人は都市大坂にとつて重大な問題であつた上、御用を担うために形成された仲間にとつて御用とは存立の核となるものであり、盗品調査の内容を検討することは非常に重要である。本稿では、大坂三郷の三商のうち質屋仲間が担っていた盗品調査を取り上げ、仲間の構成員はどのように捜査に動員され、盗賊方はどのように捜査を進めていたのか検討を行った。被害者が届け出を行うところから関係者の処罰まで一連の流れをまとめ、調査方法の時期による変遷も含めて論じている。そして、捜査にとつて重要な役割を果たしていた質会所と仲間雇われている惣代の役割についても明らかにした。

## はじめに

先の論考<sup>(1)</sup>では、近世大坂における質屋仲間の定法書を取り上げ、仲間の内部構造や、その営業の仕方など、仲間の基本的な特徴をみた。本論では、その補足として、定法書からは見えなかつた盗品調査の具体的な流れを、仲間の史料に加えて大坂町奉行所関係の史料なども参考にして概観していく。

質屋・古手屋・古鉄古道具屋の「三商」が、盗品調査の御用を担うために江戸時代の初めから仲間化されていたことは、よく知られている<sup>(2)</sup>。し

かし、大坂の三商が担っていた盗品調査の方法そのものについての検討は、これまでほとんどなされてこなかつた<sup>(3)</sup>。

そこで本論では、質屋仲間を取り上げ、仲間の構成員がどのように盗賊方の捜査に動員されていたのか、盗品調査の内容を概観する。御用を担うために近世の初期から仲間化されたという質屋仲間にとつて、仲間存立の核となつている盗品調査についてその内実を検討することは、仲間の論理や構造を把握し、盗賊方との関係などの考察を深めていくためにも重要である。

## 第一章 盗品調査とは

江戸時代を通じて、盗人の対策を呼び掛ける町触は多く出されている。盗人が出た時の近隣の者の対応など、対策の仕方が町に触れられていた。町人が協力して盗人を捕まえればほうびが与えられ、その内容も町触で触れられていた。大坂町奉行所関係の史料<sup>(4)</sup>にも、江戸とは違い大坂は町家ばかりが多いので盗人の徘徊が多いとあり、都市大坂にとって盗人は大きな問題であったことがわかる。

盗人に入られた場合、被害はまず大坂町奉行所へ届けられた(失物届<sup>(5)</sup>)。町奉行所の対処方法が記載された史料<sup>(6)</sup>を引用する。

## 【史料一】

## 諸色被盜物断之事

一何二而茂被盜物書付を以吟味願出候時者聞届、其趣書留為致置、当番所押切を右願書裏ニ押し、願人江相渡、牢屋敷江持参、盜賊方役人江差出候様、申渡候事、  
 一他国之者、当地ニ而盜ニ逢、吟味願候而茂、取捌右同様ニ候事、  
 一吟味不相願、被盜物之断斗申出候時者、聞置候段申渡、其趣書留致置、右断書当番与力ニ盜賊吟味役人江可差遣事、  
 但、吟味不願候ハ、其趣書付之内江為書入可申事、  
 一最初吟味不願、断一通り致置候者江者、追而被盜物出候而茂不遣候事、  
 但、寺社町方在方ニ而茂、格別替り候品被盜候節ハ、聞置候上、御城代江申達候事、

一条目・二条目は、盗まれた物についての吟味を願い出た場合である。

願書の内容を書きとめさせておき、願書の裏に当番所の押切印を押して願人に渡し、「牢屋敷へ持参し盜賊方役人へ差し出すように」と申し渡していた。他国の者が大坂で盗みにあい吟味を願った場合も、同様である。一方、三条目・四条目は、盗まれた物の届け出のみで吟味を願わなかった場合である。聞き届けて届けの内容を書きとめ、吟味を願わないと書き入れさせた届け書きが、当番の与力から盜賊吟味役人へ伝えられた。このように最初に吟味を願わなかった者へは、盗まれた物が発見されても物が返されなかった。逆に盗品を取り戻すには、押切印のある書類が必要であったと推測される。また、特に変わった物が盗まれた時は、町奉行所から城代へも報告されていたことがわかる。

こうして盗まれた物の届けや願書は、盜賊方役人へ伝えられたのである。では大坂町奉行所の盜賊方とはどのような役所か、先行研究からわかることを中心にまとめていく<sup>(7)</sup>。

大坂町奉行所の盜賊方は、火附・盜賊・博打・暴行者など、犯罪者の捕縛・吟味を行っていた。警察関係の職務として二つ、①犯罪の捜査・召し捕りと、②犯罪防止のための不時の巡回がある。

元禄一六年(一七〇三)の公私要覧によると、「盜賊方」は与力二名が加役として務めた。当時の御役録によると、配下の同心は、「盜賊改(掛)」同心一〇名前後がいたようである。

天明七年(一七八七)からは、「盜賊役」(盜賊改方、盜賊吟味役) 与力が四名に増え、本役になった。御役録から配下の同心を見ると、「盜賊改方」(盜賊捕方)が八名いて、幕末には更に人数が増えている。そして「盜賊方御役所定詰方」が四名、これは「盜賊改方」同心の内、老練者がついて

いたようである。

その「盗賊方御役所」というのは、与左衛門町の牢屋敷の中にあつた。牢屋敷は全体で八二九坪あり、その中に本牢、新牢、揚り座敷などの各種牢屋があり、そして盗賊吟味役所、吟味場なども含まれていた。

では盗賊方の役人は、盗難品のリストを受け取った後、どのように捜査を進めていたのであるうか。盗賊方の史料から、三商が担っていた御用とはどのようなものであつたかを見てみよう。

『町奉行所旧記』三の「盗賊吟味役勤方覚」(五カ条目・七カ条目によると、盗品調査の手順は以下のとおりである。まず、質屋・古手屋・古道具屋の惣代・手代りの者を牢屋敷御役所で召し使い(牢屋敷詰)、盗品・紛失物の届け出(失物届)の書付が盗賊方役所へ渡され次第書き写させて、それぞれの仲間に触れ出し(失物御触書)、吟味する。そしてその触書に似ている物があつた時は、質屋・古手屋・古道具屋から密かに(品物や情報)を差し出すので、それを品物の持ち主へ確認する。間違ひなければ、質取引ならば置主・請人、古手屋・古道具屋なら売り主へ、役木戸の者を遣わして見張り、盗賊や怪しい者であれば同心を遣わし、呼び寄せて吟味する、とのことである。

次に、大坂東町奉行所の与力八田五郎左衛門が盗賊吟味役の勤め方を問い合わせ、清書して保管するために作成した下書<sup>9)</sup>にも同様の記述があるので、先の史料と同様の記述は省略して内容を見ていこう。

まず、三商の惣代が日々盗賊吟味役詰場へ詰め、これまでの質物・買い取りの品で怪しいと思つたものは密かに注進するよう申しつけられている。つまりまだ触が出ていなくても、怪しい物は注進させているのである。そして、盗まれた物などの訴えがあれば、その品書をそれぞれの仲間に触れ

させる。更に、盗まれた人から吟味を願われた物は「急触」として、すぐに通達させる。この一般の「触」と「急触」の違いは、先述の大坂町奉行所への盗品届け出の仕方の違いからきていることがわかる。そして触を受け取った三商の商人は、品書(失物御触書)を写し取り、質物や買い取った品と見合わせ、似ている物があればすぐに惣代まで品物を差し出す。それが盗賊方に届き次第、盗賊吟味役・下役東西一人ずつが立ち会い、役木戸・長吏・小頭らを召し連れ、質屋・古手屋・古道具屋の取引先を調べ、召し捕える、とある。

この記述からは、通常の「失物御触書」と「急触」の違いや、仲間が触状を写し取った上で廻達していくことがわかる。また、牢屋敷で触を写し取るだけではなく、似ている品を差し出す先としても「惣代」が出てくることから、仲間に雇われている「惣代」が盗賊方と仲間をつなぐ重要な役割を果たしていることにも注目しておきたい。

#### (一) 牢屋敷詰

では、それぞれの段階に沿って、より詳細に検討を行う。

先述のとおり、牢屋敷にある盗賊吟味役詰場に、惣代・手代りの者が日々詰めていた。これを「牢屋敷詰」と呼んでいる。詳しくは後述するが、この惣代・手代りの者とは三商の商売人ではなく、それぞれの仲間に雇われている者であつた。惣代は牢屋敷の盗賊吟味役所で、被害者からの紛失物の届け出や願書を写し取り、また届けがなくても怪しい品物の取引があれば報告をしていた。寛政十年(一七九八)の天満組の定法書によると、仲間の者は取引相手が出奔したり罰せられたりした時も、惣代に報告を行うように定められており、このような情報も盗賊方へ伝えられていたことが

推測できる。

牢屋敷詰めが行われるようになった起源を示す史料として、後年のものになるが寛政五年（一七九三）の「質道具古手方惣代共手代リノ者共牢屋敷へ相詰候年曆之儀盗賊方御役人ヨリ御尋ニ付差出候書付之控」<sup>(10)</sup>、つまり三商の手代・手代りの者たちが牢屋敷に勤めている年数を尋ねられ、盗賊方の役人に返答している史料がある。

その中で大坂組質屋仲間の惣代である矢野長次郎は、牢屋敷詰めは寛永七年（一六三〇）からと記録がある、と返答している。その記録は現在残っておらず、この年数が正しいのかは不明であるが、これも仲間の成立年代を考える上で重要な史料の一つである。

それに対し、天満組質屋仲間の惣代、脇澤半治郎と奥村次兵衛の返答は次のようであった。明和元年（一七六四）十月に摂河在々質屋が大坂・天満の一手支配になり、十月二十四日に西御月番から、十一月一日には東西町奉行、十一月八日には盗賊方御役人から召し出され、天満組も大坂質屋惣代と同じように勤めるようにと仰せ付けられ、翌十一月九日から勤めている、とのことである。後述するが、宝暦期の史料でも天満組にも惣代が雇われていて、失物御触書も廻している。この史料の通り牢屋敷に詰めていなかったとすれば、盗賊方から惣代へどのように触が伝達されていたのか、考える必要がある。ともかくこの史料の時点では、明和元年（一七六四）の摂河在々一手支配を契機に、それまでは独自の取り計らいを行っていた大坂組と天満組の足並みが揃えられたと考えられていたようである。

## （二）失物御触書とその伝達

牢屋敷詰めによって惣代に写し取られた盗品のリストは、仲間に「失物

御触書」として廻達されていた。牢屋敷から写してきたものは「本紙」と呼ばれ、それを何通にも認め、質屋年寄と読み合わせて確認し廻達していく、ということが行われていたようだ<sup>(11)</sup>。また、特に吟味が願われた物は「急触」といって、急いで廻していったという。どちらの触であっても、品物が並べて書き上げられているだけではなく、一つの届け出ごとに番号がふられ、事件ごとに分けられて通達されていた。

後年では仲間の御用は「隠密のこと」といわれ、つまり仲間のみが知っておくべきことで、外部の者に知れ渡っては盗品の売り払いや質入れが減ってしまうということや、盗人が逃げてしまうということが意識されているが、当初からそうであったかは不明である。ではここで、近世初期に出された「失物御触書」の形式から、初期の捜査方法について考えてみたい。三津寺町の一七世紀の史料に「寛文七年 大坂町中御仕置帳」<sup>(12)</sup>が残されており、初期の「失物御触書」と想定されるものが書きとめられている。そこには他の町触なども書きとめられているが省略し、また細かい品物も省略して、紛失物の書付の形式に留意して部分的に引用して検討を行う。

### 【史料二】

（前略）

① 六月朔日夜ぬすまれ申候品々

（三三品省略）

右之通ニ而御座候、

南久ほうし町式丁目

平野屋 四郎兵衛

② 去ル五月廿日夜長堀心斎橋油屋藤右衛門

所へぬす人入ぬすまれ申候品々覚

(二八品省略)

右之通諸色質屋・古金屋・古手屋・切り売・とき売其外つねの町人二而も、只今迄二買置候者持参仕御断り可申上候、若以来右之品々売ニ参候者、其ものを召連早々御断り可申上候、自然隠置脇々相知レ候ハ、曲事ニ可被仰付候之由、三郷へ相触候へと被仰付候事、以上、

未六月三日

右之御触之通町中寄合仕、不残よみきかせ申者也、

寛文七年

月行事

未六月三日

庄兵衛

同 新兵衛

(後略)

全部で一〇件の紛失物の書き上げが、四回に分けて伝達されている。つまり、波線部のように「右之御触之通町中寄合仕、不残よみきかせ申者也」という記述がある毎に、月行司から町中の寄合で読み聞かせて伝達されていると考えられる。六月三日・七日・十五日・七月一日の計四回に分けることができるが、ここでは一つ目の、六月三日のまとまりのみ例として提示し、後略の部分は【表1】にまとめる。

ここからは、当時の紛失物調査の触に二つの形式があることがわかる。①では、「六月朔日夜ぬすまれ申候品々」とあり「右之通二而御座候」ということで、被害者と思われる「南久ほうし町式丁目 平野屋 四郎兵衛」の名前がある。これは被害者からの失物の届け出を写し取って触れている

形式であると思われる。ここからは、先述の通り吟味が願われた届け出を、願人から直接盗賊方の役人に届けていたことが想起される。つまり、ここでは急いで触れている様子はないが、後年という「急触」のような形式である可能性も考えられる。

もう一つの②の形式では、「去ル五月廿日夜長堀心齋橋油屋藤右衛門所へぬす人入ぬすまれ申候品々覚」とあり、以下のことが書かれている。右の書き上げの通り、質屋・古金屋・古手屋・(古手の)切り売・とき売、その他の町人であつても、これまでに(これらの品物を)買って来たならば持参して断りなさい。もし今後(これらの品物を)売りに来たなら、その者を連れてすぐに断りなさい。もし隠して他から判明すれば、処罰する。そして、そのことを三郷へ触れ出すよう仰せつけられた、とい

【表1】紛失物の書き上げ一覧

まとまり	分類	被害にあった日	①届け出た日/②仰せつけられた日	町中へ伝えられた日
1	①	6月1日	-	6月3日
	②	5月20日	6月3日	
2	①	4月11日	-	6月7日
	②	5月2日	6月6日	
	②	5月10日	-	
	①	4月20日	6月7日	
	②	5月20日	-	
	①	5月20日	-	
3	①	6月5日	6月15日	6月15日
4	②	7月1日	-	7月15日
	②	-	-	

寛文7年「大坂町中御仕置帳」(大阪市史史料第17輯)から作成

うことである。つまり、被害者からの届け出である①とは異なり、盗賊方が書き上げ、三郷へ申し伝えさせていることがわかる。ここでも、先に述べた吟味を願わなかった届け出が、当番与力によって書きとめられ盗賊方役人に通達されていたことが想起されよう。更に、後年のように三商のみに触れ出されている訳ではなく、三郷町中へ触れ出されていること。失物御触書を写し取って回していく訳でもなく、町の会所で読み聞かされていること。盗品を売りに来たなら密かに知らせるのではなく、召し連れてくるよう指示されていることなど、後年のあり方とは大きな違いがあることがわかる。

このような初期のあり方も、そのみが行われていたのかは不明であるし、書きとめられているのはこの一時期のことなので、特殊な例であるかもしれない。変化の過程は不明であるが、当初は三郷全体へ向けてこのような方法も取られていたのである。

それが質屋で「隠密」に行われるようになった時期は不詳だが、少なくとも宝暦一年（一七六一）には行われていた。質仲間廻文書三の史料中に、質屋年寄が西御番所で仰せ渡されたことを、月行司（当時の小組の代表者）を通じて廻達している史料がある<sup>(13)</sup>。それによると、失物御触書が廻ったら、写し取り確認し、似ている品をすぐに差し出すが、その改め方について、「隠密にして他見することがないよう大切に行うように」と仰せ渡されている。このように少なくとも当時は隠密で行うようになっており、それが天保期の史料などでも御用を隠密のものと認識している<sup>(14)</sup>ことにつながっているのである。

### (三) 調査と情報提供

仲間の規約については、先の論文で検討を行った。その中に、仲間の個人が担う失物御触書の調査に関する箇条が、二カ条ある。

一つ目は、失物御触書の廻達の仕方である。廻ってきた「失物御触書」は、それぞれの質店で写し取られ、自分の店に似ている物の取引がないかを入念に確認し、帳面に判形して廻し、最後の人が「質会所」（天満組は「惣代」へ戻す、とある。

二つ目は情報の提供についてであるが、まず①失物御触書が廻った後で、その触書に似ている物を取引すれば、その置主・請人には知らせず、品物に詳しい書付を添えて、密かに質会所（質屋惣代）へ差し出す。そして②まだ失物御触書が廻っていない時でも、盗まれた物を質屋の店で盗まれた人が見つけ申し出たならば、同様に置主・請人には知らせずに質会所（質屋惣代）へ申し出る、とある。

この二カ条は時期や組による大きな変化はなく御用の大枠はこのとおりであったが、個々で行う調査の方法は、時期によって変化があるようである。しかし、紙数の都合上後稿としたい。

また、この情報提供時に添える書付のひな形<sup>(15)</sup>を見ると、まず失物御触書の番号・日付と似ていると判断した品物を挙げ、その質物を取引した日付や金額、置主・請人の住所・名前など、判組の情報が書き上げられ、質屋から質会所へ報告されている。このように情報を提供する時に重要になってくるのが、「請状」で、あらかじめ居所などを確認し判を取っておくことで、盗賊方へ情報を提供し、また取引を行ったのが間違いない人であるという証拠としていた。そのため、請状なしに質取引をしてはいけないと決められていた<sup>(16)</sup>のであるが、請状の取り方についても時期による変

化があった。しかし、詳細は今後の検討課題としておく。

(四) 捜査から処罰へ

以上のように、会所やそこで雇われている惣代は、仲間から受け取った品物や書付、怪しい物や人の情報を、盗賊方の役人に報告していた。品物が盗品に間違いなければ、配下を遣わして取引相手を差し押さえる。まず初動として「役木戸」を遣わし、更に盗賊吟味役・下役東西一人ずつが立ちあい、役木戸・長吏・小頭らを連れて捕えに行くことを、先に町奉行所関係の史料から指摘した。

このような質屋という情報網を利用した捕物は「出口」と呼ばれており、更に詳しく検討しよう。西町奉行所の同心嘉来佐五右衛門が書きとめた、盗賊方同心の勤め方の手引きが残されており、表紙には「天保二辛卯年 盗賊方概 六月写之 嘉来佐五右衛門」とある<sup>(17)</sup>。その手引きの一番初めに、質屋への失物御触書から盗人を割り出し、捕まえる「出口」の心得が書かれている<sup>(18)</sup>。初めに目次があり、全体では六人の項目がある。その内質屋に関わる箇条は一三項目あり【表2】、順番に取り調べの経緯が書かれているので、順を追って検討していく。

一項目・二項目では、まず「出口」という捕物の仕方が事例も挙げて述べられている。失物御触書とその調べについては先述の通りであるが、「紛失物の訴えがあり、その品々を質屋に触れ、その後似ている品を質屋から密かに質屋惣代へ差し出し、惣代から上役(与力)へ申し出る」とあり、質屋の惣代から同心ではなく与力に差し出されていることがわかる。差し出された品物が紛失物の届け出と符合しなかった場合は、盗まれた人を呼び出して、役所で品物を確認させる。そうせずとも間違いなく符合してい

る場合は、すぐに召し捕えるように与力から通達があるので、質屋から差し出した「質置主・判組、質使の名前書」<sup>(19)</sup>と盗まれた人からの「訴書」(失物届)を与力から受け取り、その日の役木戸番の者へ申しつけ、置主・判組(請人)・質使を順番に押さえていく。それぞれの情報を集めるために、置主の最寄りの町会所か芝居小屋などの場所を申し合わせておき、役木戸を差し遣わし、同心と東町奉行所の者も集まる。その上で、与力に不要と言われない限りは、この一件の関係者をそれぞれの町会所に出頭させ、町の役人からも話を聞き、一時的な取り調べを行っている。

ここで挙げられている事例では、金一〇両と衣類一点一点を盗んだ盗賊が、自分の物と偽って顔見知りの置主・判組(請人)に頼み、置主が使いの者に代銀二〇〇目で質入れさせたことが書かれている。それにより、盗人は、以前東町奉行所の御調べで敵になった者であったが、今回は入墨の上三郷払いになり、置主は所預、判組は他参留となった。またこの事例では、盗人と顔見知りで質入れを依頼されたのが置主と判組の者であり、質使は怪しくないようなので他参留となった<sup>(20)</sup>。

三つ目、四つ目の項目では、盗

【表2】天保2年 『盗賊方概』項目

1	出口捕者立会心得之事
2	同会所ニ而心得方之事
3	同言上之儀
4	出口之盗賊行衛不知候節取計
5	置主判組取計方之儀
6	質屋取計方之儀
7	被盜主呼出取計方之儀
8	呼出差紙認方之儀
9	在方呼出方之儀
10	盗賊・盆付取計方之儀
11	嵩高之品取計方之儀
12	所預・尋人別預取計方之儀
13	盗物数口有之認方之儀

(後略)

天保2年「盗賊方概」(大阪市史料第43輯)より作成

賊の行方がわからない時のことが、事例も挙げて書かれている。その場合も、置主・請人はそれぞれ所預・他参留と、前掲同様の処置がなされるが、怪しくない場合は両者とも他参留になる、と記載されている。またここでも質使いの者について、盗人に近いのは質使いであることが多いのでよく調べる、と書かれており、その性格が窺える。つまり、質使いの者は置主・請人の印鑑さえあれば質入れができるので、日頃の使いに乗じて質入れを頼まれることがよくあるのである。更に、五つ目の項目からは、盗人と、置主・判組をつなぐ存在として「口次人」という者も挙げられている。そして口次人がいる場合は置主・判組の者は責任が一段階軽くなるとあり、これはおそらく、直接盗人に頼まれた訳ではないからであろう。

但しこれらの事例は全て、実際に起こった事件かどうかは不明であるし、後述の宝暦・安永期の処罰より重いようなので、注意する必要がある<sup>(21)</sup>。盗人から頼まれて質入れしてしまうことについては、明和八年(一七七―)八月六日の町触でも、質入れを頼まれた時には出所を確認するようにと促されているので、補足しておく。ここでは、盗まれた物だとは知らなかったとしても、出所を確認せずに、質に入れた者(置主)と、判組した者(請人)、又は質物を頼まれた者(質使いや口次人)が、判組がある者(置主・請人)に頼んで質に入れた場合は、吟味して盗物と判明したら、頼まれた人は勿論判組の者まで厳しく処罰するので、質物に入れる時は今後特に念を入れるように、とある。このように、置主・請人は勿論、置主・請人と質屋をつなぐ口次人や質使いの者が盗人に頼まれてしまうことも多かったと考えられる。

「盗賊方概」のその後の項目からは、一連の取り調べの仕方が窺える。例えば、夜中に質蔵へ火を入れたくないということで、品物自体の確認は

翌日で構わないということや、嵩高い品物であれば持つてこずに一札を取って与力が判断するということが言われている。また、この一件の関係者の取り調べについて、被害者は役所へ呼ばれ、盗人の家主・五人組なども町会所へ呼び出されることが記されているが、彼らが在方に住んでいる場合の呼び出し方や、他に盗品がないかも調べることも書かれている。最後に、安永九年(一七八〇)の裁許の実例からも、盗品を気付かず質入れしてしまった置主・請人にどのような処分がなされていたかがわかるので、みていこう<sup>(22)</sup>。

その一件は、河州丹北郡西出戸村の百姓善右衛門が、善兵衛に頼まれ、盗品かどうか確かめずに、新七を証人(請人)として質入れを行ったというものである。元々の御定では、盗品とは知らずに証人を取って質入れしてしまい、吟味して本当に知らなかったと決まれば、証人に元金を償わせて質物を取り返し、盗まれた者へ返す、と決まっていたという。しかしその方法がまちまちになってきたようで、宝暦一年(一七六一)の秋元但馬守による書付の後には、①質代が三貫文以下ならば置主に過料、証人に質代を償わせ、②質代が(三貫文より)高額な場合は、証人の方が難儀するので、置主・証人の両者に質代を償わせる、という場合分けがなされていた。しかしなお統一されずまちまちになっており、江戸においては、安永元年(一七七二)に評議した上、安永二年(一七七三)からは、質代金の多少に関わらず定め通りに、置主に過料、証人には質代金の償いを申しつけていた。一方この一件が起こった安永九年(一七八〇)時点でも、大坂ではまだ宝暦期からの仕方、三貫文という基準を用いていたようである。そしてこの一件を大坂町奉行所は江戸の評定所へ伺った上、三貫文という場合分けは御定めとも江戸の仕方とも異なるので、江戸の定めに合わ

せて裁許が行われ、善右衛門に過料錢三貫文・新七に質代銀の償いが申しつけられた、というものである。

このように、この頃は盗品とは知らずに質入れしてしまえば、置主には過料三貫文、請人には質代銀の償いが申し付けられている<sup>(23)</sup>。つまり質屋にとっては、請人を間違えなく取って情報を提供すれば、金銭的な負担はないことがわかる。

## 第二章 会所・惣代の役割

このように失物御触書の廻達の際も、盗品が判明した際も、質屋仲間の会所や、そこに雇われている惣代が重要な役割を果たしていた。そこで第二章では、仲間の史料から、会所・惣代の役割をまとめていく。

但し、天満組には会所はなかったと言われており<sup>(24)</sup>、会所については大坂組の史料からのみの検討となる。一方惣代は両組ともに存在したが、ここでの検討は天満組の史料が主となる。但し、天満組の惣代と大坂組の惣代の職務が同様かどうかは不明であるので、注意が必要である。

では、大坂組の会所・惣代の機能が読み取れる史料として、宝暦三年(一七五三)の「質仲ヶ間定書」<sup>(25)</sup>を検討していく。

### 【史料三】

質商旧記一三「質仲ヶ間定書」(宝暦三癸酉十一月)

一三

質仲ヶ間定書

①一例年会所表ニ而被仰渡候質屋作法之儀、急度相守可申事、

②一質屋中失物御触書写取、判形相濟、指戻し候節、会所方御触書之請取書、指出シ可申事、

③一御触書似寄之品持参之節、会所方請取書差出シ可申候、似寄相違ニ而会所方差戻シ候節者、質屋方請取書会所江相渡シ可申事、

④一似寄之品、是迄ハ江戸屋江致通達候得共、已後者会所ニ而取計可申事、

⑤一似寄質物持参之儀、夜ニ入候共、会所へ請取可申候、若惣代他行之節ハ、月番年寄方へ可致持参候事、

⑥一惣代宅ニ而質屋中ヲ集寄合、堅無用之事、

⑦一惣代勤方不埒ニ候ハ、其訳相糺候上、退役為致可申事、

⑧一惣仲間ニ召抱候手代・小者隙を乞請候敷、又ハ不埒ニ而暇出シ候者、外之質屋江堅召抱申間敷候、此儀互ニ商売之妨ケニ相成候間、仲間之定、堅相守可申候、尤前之主人へ相断、指構無之候ハ、可為

勝手事、

⑨一会所定書帳面、其組々江老冊宛、并ニ株札家別ニ相渡シ可申事、

⑩一仲間新入、并ニ株譲等有之節ハ、其組之行司方惣組之月行事江、小使を以可申達候、尤顔見世銀之儀者、早速惣仲間江割付可申事、

⑪一質商売不勝手ニ付相止候ハ、御裏判株札共、会所江差戻シ可申事、若質株外江相譲り申度候ハ、望人有之候迄者、支配銀掛ケ可申候、

(出銀定録・会所入用省略)

宝暦三癸酉十一月

組合 印

年寄 綿屋市右衛門 印

死去

同 綿屋市兵衛 印

同 光吉四郎兵衛 印

改次郎右衛門

惣代 門三郎 印

利介

同 喜八 印

前提として、この史料からわかる範囲で宝暦三年（一七五三）時点での大坂組のあり方を見ていこう。大坂組の質屋仲間の構成員は四六〇軒いて、家ごとに株札を所持していた。仲間を支配する「年寄」が三名存在し、内一人が月番を務め惣組を支配していた。大坂組の質屋仲間には会所があり、「惣代」三名を雇っていた。また惣代とは別に大坂組全体で「小使」と呼ばれる人が雇われていた。大坂組の中で小組が形成されており、その各組をまとめる者として「行司」がおり、大坂組全体で行司の中から「月行司」を務める者がいた。

この宝暦三年（一七五三）の定法書は、以前検討した仲間全体への定法書とは異なり、仲間の構成員による連名や判形がなく、年寄・惣代が判形を行っている。内容も、営業の規定ではなく会所や惣代に関わることが多いため、会所の役割が読み取れる史料である。

最初の箇条からは、毎年会所で仰せ渡された質屋作法を守る、とあり、町奉行所から惣仲間への定法を、毎年会所で仰せ渡していたことがわかる(①)。

そして、御用に関わる重要な物の受け渡しには会所として請取書を出す規定がある。まず、質屋個人が失物御触書を写し判形の上で廻し、それが会所に戻ってきた時に、会所から御触書の請取書を出している(②)。ま

た、失物御触書に似ている品を持つてきた時は会所から請取書を出し、判明し会所から質屋へ品物を戻す時は質屋から請取書を出す、とある(③)。

似寄の品の受け渡しについては、これまでは「江戸屋」へ通達していたが、これからは会所で取り計らう、という規定もある(④)。この「江戸屋」という存在が何かは不明であるが、惣代が牢屋敷詰めを行う他にも盗賊方とのパイプがあったのか、興味深い。ともかくこの時点では会所で似寄の品の受け渡しが行われている。似寄の品は夜でも会所で受け取りを行い、もし惣代がいなければ月番の年寄へ提出する、という規定もある(⑤)。

また、惣代宅で質屋中を集めて寄合をしないこと(⑥)。それから惣代の勤め方が不埒ならば、事情を問いただして退役させる(⑦)、と定められている。あくまで惣代は、仲間雇われた存在なのである。

そして、会所の定書・帳面が組々(小組)へ一冊ずつ、株札が家毎に渡されていることがわかる(⑧)。その株札については、最後の箇条に規定があり、質商買を止めたら裏判・株札を会所へ返却するということと、もし株譲りにしたければ譲る人が見つかるまでは支配銀を支払うこと(⑨)。新加入については、加入組の行司から小使をもって惣組の月行司に知らせ、顔見せ銀はすぐに惣仲間へ割りつける、とされていた(⑩)。

少し享和元年（一八〇一）六月の大坂組「質仲間定書」から会所の役割を補足していく。その頃には株譲りについて、各々が自由に行ってはならず、会所から引合せを行った上で譲り合いをする、と定められている。つまり、個人的な譲株は禁止されており、譲株の引合せを会所が担っていることがわかる。他にも会所は、名前人が病死した時の届け出先にもなっており、仲間株札を渡すとともに株の増減を把握する役割を担っていた。そして退株になる時に返却する「裏判」についても、この定法書の中で、

会所から仲間全員へ渡している印判をもし紛失したり壊したら、その都度会所から再発行してもらう、と定められている。また、質通紙（通帳Ⅱ質札と同様の役割を果たす帳面）・請状紙にも会所から改判をもらい使用する、という規定があり、重要書類には会所から改印をしていた。

では次に、天満・中村組<sup>26</sup>の史料から、惣代の役割や意義の補足をしていく。これについては、「大阪質屋業報」の「大阪質屋組合の沿革」という連載の中で掲載された史料<sup>27</sup>から主に検討する。但し、史料の中には明らかに読み誤りも見受けられ意味の通らない箇所があるので、限界のあることを断っておきたい。惣代については宝暦六年（一七五六）以降の史料が数点掲載されており、特に宝暦六年（一七五六）の「一札」<sup>28</sup>からは惣代の仕事を窺うことができる。但し、先述の通り天満組の牢屋敷詰めは明和元年（一七六四）の摂河在々質屋支配以降であるとする史料もあるので、注意する必要がある。

「一札」は脇沢伴次郎が、質方惣代・阿波屋弥七の二代後の惣代として雇われた際に、勤め方を確認したもので、脇沢伴次郎から年行司二人と惣質屋中に宛てられている。まず脇沢伴次郎が惣代として雇われることになった経緯があるが、その後惣代職が脇沢家で継がれていることから、惣代という役目は家で相続されていくのが基本であったことがわかる。また他の掲載史料によると、雇われるにあたっては親類が請人につき、請状も作成されている。

仕事は盗難品の調査・勘定に関わることが中心で、ここでは六つ挙げられている。①失物御触書の写しを作成、質屋の名前も書いて、廻達する。通常は五通作成し、急触の場合は人数を減らして八通作成する、とあり、ここからも通常の御触書と急触の廻達の仕方の差異が読み取れる。この時

点で天満組の惣代が牢屋敷詰めを行っていたかは不明であるが、「失物御触書御渡被為成候節」とあるので、何らかの方法で惣代が失物御触書を受け取っていたのであろう。廻達する際には「御頭様」（質屋年寄か）のところへも持参し、読み合わせをしてから廻達しており、またその後仲間の印形も済んで惣代の元へ戻って来たら、それも確認した上で残らず「御頭様」へ差し出している。そして②盗難品に似ている品が発見されれば、すぐに確認する。惣代が出払っている時に、更に同じ組から似ている品が発見されることも考えられるので、その時は今井組・中村組の別は柔軟に対応する。③御用書物と仲間帳面、触書、印形などを預かる。④新加入・株が譲られた時の身元調査、名前帳への張り紙。⑤勘定への立会（七月五日・十二月五日の二回）、仲間からの集銀。⑥年頭・八朔の御礼銀、の六つである。

このように、失物触の廻達・盗難品や判組における問題への対応・仲間人数連判帳の管理や新加入の調査・勘定など、惣代の役割は多岐にわたり、仲間の存立の重要個所に密接に関わっているように思われる。天満中村組の惣代の給料は、宝暦六年（一七五六）時点で紙墨代を含めて月七十目。寛政一二年（一八〇〇）には半年で六九八匁に増額されているが、半年で九〇〇目である今井組より少ない給料であり、増額の出願がなされている<sup>29</sup>。ここから、惣代は今井組と中村組で別々に雇い入れる形をとっており、給料にも差があったことがわかる。しかし、御用などの局面では滞りがないように、組の別を越えて柔軟に対応していた。

また他の掲載史料からは、惣代が廻状を滞らせたり、集銀をさせた者が帳面を紛失してしまったりと、問題も起こしていることがわかる。このような仲間の重要な仕事を、仲間以外の人を雇用して行わせていたのは、それほどに営業と盗品調査などが多忙であったためか、と考えられるが、個々

人が担う調査の負担については今後の検討課題としたい。

### おわりに

以上、本論では大坂町奉行所関係の史料や仲間の史料などから、質屋仲間が担っていた盗品調査の御用について、その流れをまとめた。そして、仲間の会所や、仲間に雇われている惣代が、その御用で重要な役割を果たしていることを明らかにした。本文でも述べた通り、質屋個々人が担う調査の方法については時期による変遷もあるので、それは今後の課題とし、この論考をその基礎としていきたい。

### 註

- (1) 拙稿「近世大坂における質屋仲間の特質―定法書の分析から―」(『大阪歴史博物館研究紀要』第一号、平成二五年二月)
- (2) 「大坂の質屋仲間」(『新修大阪市史』第三卷 第四章 第五節3) など
- (3) 鈴木亀二著『近世質屋史稿』第七章「大阪における品触」(『大阪質屋業報』昭和五十六年八月号に初出)に、大坂の特徴を抽出した記述があるのみ。
- (4) 「致制編」(大阪歴史博物館所蔵)
- (5) 在方の物だが、『寝屋川市史』に二二五「寛政四年八月五日 失物届一・一二六「文化四年」 失物届二」があり、盗まれた人が品目を書き上げ、村の年寄が奥印をして奉行所へ届けている。
- (6) 前掲「致制編」(大阪歴史博物館所蔵)より
- (7) 『大阪市史』、「御役録」(大阪歴史博物館蔵)など
- (8) 大阪市史料第四十二輯『大坂町奉行所旧記(下)』より、『大坂町奉行所旧

記』三(大阪市史編纂所編、平成六年)

- (9) 大阪市史料第四十三輯『大坂町奉行所与力・同心勤方記録』より、「御問合之内三ヶ条大下書・御問合之内残り三ヶ条大下書」(大阪市史編纂所編、平成七年)

(10) 大阪商工会議所編『大阪商業史料』二八卷 二八一―一六七

- (11) 『大阪編年史』第一九卷 二二八九頁から二九〇頁「質商旧記」、後述する天満組惣代の仕事などを参照。

(12) 大阪市史料第十七輯『御津八幡宮・三津家文書(上)―近世大坂関係史料―』より、「六七 大坂町中仕置帳」(大阪市史編纂所編、昭和六一年)

- (13) 大阪市立大学所蔵『日本経済史資料』中、『大阪質仲間廻文書』三(Aa四二二一九―八)に、「(前略)右改方之儀隠密ニいたし他見無之様大切ニ可仕旨、質屋中不洩様申渡置候様、西御番所被仰渡候間、此旨組合中無滞早々通達可被致候、以上 質年寄中(連名略)」とある。

(14) 天保八年(一八三七)、金銀具を町人が所持することが禁止となり、現在所持しているものを町の年寄に提出することとなった。その政策について、質屋仲間から、質物で所持している物は質会所へ提出できるように願書を提出している。というのも、直接町年寄に提出し、その後盗品が混ざっていたと判明すれば、御用のことを町年寄に説明しなければならなくなり、ひいては盗人に逃げられる恐れがある、という論理が用いられているのである。つまりこの段階では、盗品調査は町の年寄にも知られたくないこととして認識されていることがわかる。

- (15) 大阪市立大学所蔵『日本経済史資料』中、『大阪質仲間廻文書』三(Aa四二二一九―七)

### 覚

一似寄質物指出シ書様之次第  
何千何百何拾番

子ノ何月幾日夜失物之内ニ似寄

何色綿入 或者 拾老挿様  
右質物之判組

何ノ何月幾日

何町何丁目何屋誰借屋

一 何刃何分

置主 何屋何右衛門

置合何々

何町何丁目何屋誰借屋

請人 何屋何兵衛

丑ノ何月幾日

質屋何屋誰

質屋会所

(後略)

(16) 「株仲間名前帳前書」(『大阪市史』第五卷)より。大坂町奉行所に提出された諸株仲間の名前帳の、前書のみを集めた史料である。これについては、註(1)に挙げた先の論考にて検討を行った。

(17) 大阪市史料第四十三輯『大坂町奉行所与力・同心勤方記録』より「天保二年 盜賊方概 嘉来佐五右衛門」(大阪市史編纂所編、平成七年)

(18) 盜品調査は三商全てが担っていたものであるが、この記述は質屋に限られている。これについては、明和六年「古手仲間定法書」三条目(井戸田史子氏「古手屋仲間」(原直史編『商いがむずぶ人びと 身分的周縁と近世社会』3)吉川弘文館 二〇〇七年)で紹介されている)に、「古手屋は購入者があり次第品物売り払い、手元に照合する物がないので、買い取った古手の特徴を細かく書きとめ、前後の触書と照合すべきこと」とあり、質屋とは捜査の仕方が異なることがわかる。つまり、古手・古道具の「買い取り」とは異なり、質入れされたものはしばらく蔵に置いておき、返済期限を過ぎるまで他へ売り払うことではないので、長期間に渡って確実に、速やかに調べを行うことができ、結果的に質屋からの「出口」が多くなり重視されたのでは、と推測できる。少なくとも、質屋と盜賊方の太いパイプは窺える。

(19) 註(15)参照

(20) この事例の人名は、盜人が「雁金五人男」として有名な人物であるなど、実

際に起こった事件の人名ではない。だが、事例の中身は具体的であり、その犯罪や処罰は実際に起こったものかと思われる。

(21) 罪科の軽重については、「致制編」(大阪歴史博物館所蔵)を参考にすると、同じ盗みであっても強盜や傷害の程度、または動機や盜品の金額・量、再犯かどうかによって罪科が変化し、町奉行所の交代を機に変化するところもあるように見受けられる。盜品の質入れや買い取りの処罰についても、例えば髮結や辻番がそのようなことをしてしまえば罪が重くなるなど、状況によって変化がある。あくまで、最も一般的な基準として考えなければならぬ。

(22) 『御仕置例類集』八三〇

(23) 元々基準が三貫文であったのは、過料として三貫文を仰せつけられることが多く、それを超えると証人の方が負担過重になると考えられたからであろう。『近世の城南北平野町―上町にあつた下町』(大阪市史料第七十二輯、大阪市史編纂所編 平成二十一年一月)から平野町の例を見ても、盜品だと知らず、出所を糺さずに質入れした置主は、全員過料三貫文を仰せつけられている。

(24) 鈴木亀二他共著『日本の質屋―近世・近代の史的研究』(早稲田大学出版部 一九八二)参照。定法書などの史料でも、大坂組は「会所」と記載しているところが、天満組では「惣代」となっている。例えば似寄の品の提出先だが、盜賊方から見ると牢屋敷詰めをしている「惣代」に提出するという記述になり、会所がない天満組の史料でも同様であるが、大坂組は定法書や註(15)のひな形など、どの史料でも「会所」に提出するという認識であることがわかる。

(25) 質商旧記一三「質仲ヶ間定書」(大阪市史編纂所所蔵、写本)、『大阪編年史』第九卷 四六二頁から四六五頁

(26) 質屋仲間のうち天満組は、三郷惣年寄である今井・中村氏が質屋年寄を兼ねており、「今井組」「中村組」という二つの組に分かれていた。

(27) 『大阪質屋業報』第一卷 第四号「大阪質屋組合の沿革 第一回」など

(28) 「一札」『大阪質屋業報』「大阪質屋組合の沿革 第二回」より

(29) 「乍憚口上」『大阪質屋業報』「大阪質屋組合の沿革 第四回」より

## A Study of Stolen Goods Investigations Conducted by the Osaka Pawnbrokers' Guild

NISHIMOTO Naoko

In early modern Osaka, members of the so-called “three trades” (*sansho*) of pawnbroking, secondhand goods dealing, and used metal and tool selling performed stolen goods investigations under the direction of police officials from the Osaka City Governor’s Office. Thieves posed a serious problem for the city of Osaka. In response, the city authorities established a series of professional organizations, including the Pawnbrokers’ Guild, to perform the official duty of investigating the sale of stolen goods. The official duty performed by these organizations formed the core of their existence. Accordingly, it is essential to examine the content of the stolen goods investigations performed by the members of Osaka’s “three trades”. This article focuses specifically on stolen goods investigations conducted by early modern Osaka’s Pawnbrokers’ Guild. It examines how members of the guild were mobilized to participate in official stolen goods investigations and how police officials from the City Governor’s Office carried out such investigations. The article analyzes a specific investigation from start to finish, beginning with the report filed by the victim and ending with the punishment of the perpetrators. It also includes an examination of how investigative methods varied depending on the specific stage of the investigation. Furthermore, the article elucidates the important role that the Pawnbrokers’ Guild Office (*Shichi kaisho*) and functionaries hired by the Guild played in official stolen goods investigations.